

連携会員に係る方針（案）

○連携会員制度

- ・現行法に基づく連携会員と同様の制度を法人化後も設ける。

○職務上の位置づけ等

- ・連携会員は、会員と連携し会議の職務の一部を実施するものとするが、そのミッション（職務）を明確化する。
（例）連携会員について、分科会等への参加を義務付ける。
- ・上記ミッション（職務）を事前に理解し、活動参画の意思がある者を任命する。

○名称

- ・「連携会員」とする。

【別案】会員を退任された後に活動される連携会員と将来的な会員候補となる連携会員を区別することとし、前者を「〇〇連携会員」、後者を「△△連携会員」とする。

○任期、再任の有無、定年

- ・任期6年、再任2回まで(※)、任命の時点で75歳以上である者の再任不可、定年なしとする。
- (※)現連携会員としての任期はカウントしない。

○選考手続

- ・以下のとおりとする。

- ① 会員・連携会員及び**大学、研究機関、学会、経済団体その他民間の団体等**からの推薦
- ② **総会において定める委員会**による審査
- ③ 役員会における候補者の決定
- ④ 会長による任命

※定年又は任期末を迎える会員のうち連携会員への就任意思のある者については、会長が連携会員候補者に推薦できることとする。ただし、令和8年9月末に任期末を迎える会員の連携会員への就任については、就任意思のある者のうち現体制の選考委員会及び幹事会における選考・選定に基づいて、法人化後に会長が任命するものとする。

○令和8年10月以降の連携会員

- ・令和11年9月末まで任期のある連携会員については、本人の意思を確認の上、引き続き任期まで連携会員を務めていただくこととする。
- ・令和8年9月末に任期末を迎える連携会員については、本人の意思を確認の上、法人発足より3年間、引き続き連携会員を務めていただくこととする。

【別案】上記の場合、令和11年に連携会員全員を選任する（うち半数は任期3年、半数は任期6年）ことが必要になるため、令和8年9月末に任期末を迎える連携会員は法人発足より6年間、引き続き連携会員を務めていただくこととする。

- ・特任連携会員に係る総数や委員会ごとの人数制限を緩和する。

※上記について、令和11年9月までの暫定措置とするか、恒久措置とするかは要検討。

○その他

- ・会員から連携会員に対し、ガバナンス等に関する説明、情報共有をこれまでより積極的に行うこととする。